

警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和８年第２回宮城県若林警察署協議会
開 催 日 時	令和８年６月２６日（金）午後３時から午後４時まで
開 催 場 所	若林警察署４階大会議室
出 席 者 等	１ 協議会委員 ・ 出席委員～井幡宏斗委員、江刺善之委員（会長） 熊谷元和委員、佐藤奈緒委員 庄子康一委員（副会長）、鈴木一彦委員 立花裕美委員、土屋正一委員 （五十音順） 以上８名 ・ 欠席委員～中村悟眞委員、濱中美佳子委員 ２ 警察署側 署長、副署長、刑事官、副参事、警務課長、留置管理課長 生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長 交通課長、警備課長 以上１２名
議 事 概 要	別紙のとおり
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

議 事 概 要	1 開会 (1) 挨拶 若林警察署協議会江刺善之会長から挨拶があった。 (2) 定数確認 議事に先立ち、警務課長から、本会議については、「警察署協議会に関する規則」第4条第3項の規程に照らし、委員10名中過半数を超える8名の出席であることから、会議が成立している旨報告があった。 2 協議・報告事項等 (1) 管内の治安情勢等について（署長） 署長から、令和8年5月末現在における刑法犯認知件数や交通死亡事故等の管内の治安情勢について説明がなされた。（委員からの質問なし） (2) 自転車利用者に対する反則通告制度の実施状況について（交通課長） 交通課長から、令和8年4月1日から適用された自転車利用者に対する交通反則通告制度に関する説明と自転車を取り巻く交通事故の情勢について説明がなされた。（委員からの質問なし） (3) 特殊詐欺被害対策について（生活安全課長） 生活安全課長から、令和7年度の特種詐欺発生状況の説明と特殊詐欺被害対策の一つとして「警視庁推奨アプリ」に関する説明がなされた。（委員からの質問なし） 3 速度取締り指針について 交通課長から、若林警察署における速度取締り重点や管内における交通事故の特徴について説明がなされた。（委員からの質問なし） 4 意見・要望等 (1) 迅速な対応に関する感謝 委 員：2月の協議会の時に、荒町児童館の小学生の子供たちからの「荒町の東九番丁の通りの歩道が狭くスピードを出す車がいて危険」という声に対し、30kmの速度標識のほか、若林区道路課とも調整して、道路に「歩行者注意」のペイントを迅速に対応してもらった。 交 通 課 長：本件については、実際に道路管理者と現場に行って協議し、本当に危険な場所ということで、道路管理者が「歩行者注意」のペイント、警察が速度標識を設置するという形で、迅速に対応した。 委 員：子供たちも、自分たちが伝えたことで若林警察署の交通課が直ぐに動いてくれたことに対し、とても喜んでいた。 子供たちからの感謝状と手紙を預かって来たので、
---------	---

議 事 概 要	私から交通課長にお渡しします。 ありがとうございました。 (2) ファミリーマート若林上飯田店交差点信号機設置の要望について 委 員：同所は仙台市立六郷小学校の通学路になっており、有馬前校長からの要望なので検討願いたい。 交 通 課 長：信号機を設置するためには、全国統一の「信号機の設置指針」があり、各種調査を実施した結果、設置指針に合致しないことが分かった。 しかし、交通事故の発生状況を確認したところ、過去1年で物損事故7件が発生しており、六郷小学校の通学路であるため、管轄交番とも連携してパトロールを強化し、さらに道路管理者とも連携して、安全対策を検討していく。 (3) 若林区遠見塚二丁目の三叉路について 委 員：若林区遠見塚二丁目の自宅近くにある三叉路について、カーブミラーが設置されているが、ミラーを見ないで来る車が多い。 通学路にもなっていて、ヒヤリハットも多く見ているので、カーブミラーの所に「一時停止」の表示を設置してほしい。 交 通 課 長：交通規制基準では、主道路に一時停止を設置するのではなく、従道路に一時停止を設置することが基本である。対象の箇所が主道路となる可能性があり、この適正基準に外れてしまうため、一時停止の設置がなかなか難しいと思われる。 今後、地元の方の意見も取り入れ、道路管理者とも協議して「道路をより狭く見せて運転者に危険意識を持たせる」など対策を検討していく。 5 次回の警察署協議会開催予定について【事務連絡】 警務課長から、次回の警察署協議会の開催時期について、令和8年11月頃を予定しており、日程については後日調整する旨の事務連絡があった。
---------	---